

○津山工業高等専門学校

公式ウェブサイト管理規程

平成 23 年 9 月 28 日
規 程 第 1 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、広報等の目的で公式ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内容)

第 2 条 次に掲げる本校の教育研究活動の内容を、「情報セキュリティポリシー」に従い、提供するものとする。

- (1) 本校の案内
- (2) 中学生・高校生等を対象とする内容
- (3) 企業・地域協力の内容
- (4) 同窓生を対象とする内容
- (5) 本校の各種活動に関する内容
- (6) その他、必要と判断される内容

(情報の管理)

第 3 条 ウェブサイトの適切な管理を行うために、ウェブサイト内の各ページは、情報の内容に従い担当部署を明確にし、各担当部署において適切に管理しなければならない。このため、次に掲げる事項に各々責任者を置く。

- (1) ウェブサイト全般について、総合情報センター長がその任に当たる。
- (2) ウェブサーバについては総合情報センターネットワーク部門担当副センター長がその任に当たる。
- (3) 学生関係のコンテンツについては総合情報センター教育部門担当副センター長がその任に当たる。
- (4) コンテンツの内容全般については総合情報センター事務部門担当副センター長がその任に当たる。
- (5) 各々のコンテンツについては、関係する部署の長を責任者とする。また、各部署からの総合情報センター員は、各部署の長を補佐し業務を代行する任に当たる。

(6) 個人ウェブページについては、所有者がその任に当たる。また、所有者に対する指導は総合情報センターネットワーク部門担当副センター長がその任に当たる。

(情報の作成)

第4条 情報の作成については各担当部署が行う。

2 個人ウェブページについては、所有者が総合情報センターに開設申請を行ったうえで別途定める手引きに従い、情報の作成を行うものとする。

(情報の登録)

第5条 各担当部署が作成した情報については、システム管理者(ウェブマスター)(以下、「管理者」という)が、本校ウェブサーバに登録するものとする。

2 個人ウェブページについては、所有者が別途定める手引きに従い、情報の登録を行うものとする。

(情報の削除)

第6条 各担当部署の責任者は、ウェブサイト上の情報が不要になった場合には、速やかに管理者へ連絡するものとする。

2 情報の内容が本校にとって不相当または不利益なものと運営会議で判断された場合は担当部署に関わりなく、速やかに管理者へ当該情報の削除を指示するものとする。

(管理とセキュリティ)

第7条 ウェブサイトの管理は総合情報センターが行い、ウェブサイトに対するセキュリティ上の問題が発生した場合には、本校の「情報セキュリティポリシー全校的実施手順」に従って速やかに対策を取ることとする。

2 ウェブサーバの管理は、総合情報センター及び管理者がセキュリティに配慮して行う。

3 コンテンツのセキュリティについては情報セキュリティ推進委員会が随時、チェックを行う。

4 次に掲げる事項については総合情報センターで審議し、運営会議に報告する。

(1) トップページに対して、アイコンなどの項目の配置・追加・削除を行うもの。

(2) 情報の公開・変更等の申し出があり、従前と大きな変更が生じるもの。

(3) 前号のほか、総合情報センター長が必要と認めたもの。

5 前4項の規定に関わらず、緊急性を要する案件については、運営会議及び危機管理対策本部の指示に従うものとする。

(年次計画)

第8条 ウェブサイトの年次計画に関することについては、毎年度当初に学術情報委員

会で審議し，運営会議に報告する。

(ワーキンググループ)

第9条 ウェブサイトの内容を具体的に審議するため，必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他，ウェブサイトに関し必要な事項は，総合情報センターで審議し，運営会議に諮ることとする。

附 則

この規程は，平成23年9月28日から施行する。